



# お金の「知恵」をみつけよう

Vol.39

「お金と契約」について話し合ってみてください。借金をして軽い気持ちで消費欲を満たしたあとに残るのは、返済のための長い苦労だということは、親の人生の重みがあれば伝わるはずです(失敗談があれば、それも話してあげてください)。また、あやしい金融商品や情報商材のような「もうけ話」についても、「そういう話はない」と釘を刺しておきましょう。マルチ商法などを友人に紹介してしまい、負の連鎖の中心人物になってしまふことだけは避けたいものです。

## 高校生が考える

### 18歳成人と金融経済教育

2022年度は高校の学習指導要領が改訂されるタイミングにあたります。その中でも「18歳成人」と「金融経済教育」にどう対応していくか学校の現場では試行錯誤しているそうです。「18歳成人」は文字通り成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることです。すでに参政権が18歳から得られるだけでなく、契約の主体として親の同意が必要になります。例えば不動産の賃貸契約や、消費者金融、クレジットカードの契約が簡単に成立してしまうわけです。

もちろん、無収入の高校生の場合、「審査」がありますのでそこではねられてしまう可能性が高いのですが、数十万円程度のお金を借りられるカードがあります。あるいはあやしい金融商品(詐欺を含む)の販売グループなどが「親のOKはいらないよ」というように18歳成人の制度を悪用するかもしれません。

親としては「まだ高校生の子どもとお金のことは無関係」と思っているかもしれません。お~づかいにお年玉、若干のアルバイトくらいが子どものお金のすべてだと思ついたら、18歳成人により、世界が変わることを意識しておきましょう。

あなたにもし、子どもがいて高校生であつたなら、ぜひ

## 高校生もお金の知識を学ぶ時代

さて、こうしたタイミングで2022年度より高校生の教科書が改定されることも注目されています。特に

# 金融経済教育元年 18歳成人 子どもの 金融リテラシーを育てよう

マネーの世界では金融経済教育の充実、金融リテラシー教育の取り組みが深まることが期待されています。一部では「子どもに株の買い方を教えるのか?」と疑問を呈する声もあるようですが、学習指導要領解説などを見る限りそれは杞憂だと思います。

まず、学科としては「家庭科」における家計管理の項目に「投資信託」という言葉が登場します。しかも、日々の家計を管理することの重要性、中長期的な展望を持つた資金ニーズを踏まえた計画的なマネープランの大切さなどを紹介する中で、銀行預金や保険などと共に、投資信託の理解を深めていくと指摘しているのです。

なんとなく「株の売り時や買い時を教える」というような不安を抱いていたのなら、そういう心配はまったくありません。

お金の基本知識(金融リテラシー)はすべての世代が身につけておきたいものです。幸いにして「18歳成人」「金融経済教育」と検索する公的な団体が用意している資料もあります。

今年、子どもの金融リテラシーを育てる、また自分自身の金融リテラシーもステップアップしてみたい

くれます。

金融経済教育元年ともいわれる今年、子どもの金融リテラシーを育てる、また自分自身の金融リテラシーもステップアップしてみたい

ことができます。

幸いにして「18歳成人」「金融経済教育」と検索する公的な団体が用意している資料もあります。

今年、子どもの金融リテラシーを

育てる、また自分自身の金融リテラシーもステップアップしてみたい

ことができます。

幸いにして「18歳成人」「金融経済教育」と検索する公的な団体が用意している資料もあります。

今年、子どもの金融リテラシーを







近所のことなのに  
はじめて知りました!

夢ろうきんをいつも拝読しています。特集はいつも楽しみです。篠栗は家から近いので良く行きます。でも涅槃像がブロンズ製では世界最大ということは知りませんでした。コロナ禍で今は行けないけどまた行きたいと思いました。(福岡県)

家族で利用したい!

お母さんがろうきんを利用しています。コンビニで手数料がかからないみたいなので、社会人になったら僕もろうきんを利用しようと思います。(佐賀県)

かわらぬサービス  
助かります

銀行の統廃合や訪問の中止等で、他の金融機関の利用が不便になるなか、ろうきんさんは訪問してくださるので助かっています。これからも、よろしくお願ひいたします。(宮崎県)

## メッセージボード

「夢ろうきん」についての  
ご意見・ご感想などのお便りを  
お待ちしております。  
下部プレゼントの応募先まで  
ご郵送ください。



皆さまからお寄せいただいた  
ご意見の一部を紹介いたします。

地域にとけこむ  
ツカエルさん♪

いつもお世話になっております。最近、イメージキャラクターのツカエルさんを色々な場所で目にすることが増え、それだけろうきんさんが地域に浸透しているんだなと思いました。これからもよろしくお願いします。(大分県)

誌面での旅を  
楽しみに...

特集、いつも楽しみにしています。表紙も素敵ですよね。これからも、旅したくなるような記事をお願いいたします。(鹿児島県)

学んだことを  
実践していきます

お金の「知恵」をみにつけようVol.38のコーナーで、値上がりのトレンドをしっかり見える化し、ムダを可視化するということが大切なんだなと勉強になりました。いつかしようとと思っていたところ、本日からやっていこうと良いきっかけになりました。(熊本県)

## 今号のプレゼント

A レコルト  
2ウェイグリル アメット

両面加熱のプレスグリルスタイルと、  
ホットプレートスタイルの2通りの調理  
スタイルが楽しめるコンパクト  
なホットプレート。



B ウタマロ 石鹼・キッチン洗剤  
ギフト

ガソな汚れもしっかりと落とす。ウタマロ洗剤で  
真っ白で気持ちのいい暮らし。石鹼・キッチン  
洗剤・タオルのセット。



15名様

C フレーバーグリーンティー  
<ローズ>(5g×3包)

大隅の老舗茶舗「和香園」の深蒸し茶に、香り高いダマスク  
ローズの花びらを合わせた贅沢なお茶。

10名様

## プレゼントの応募方法

ご応募は、九州ろうきんホームページ(クイズ応募はこちらの  
バナー)の夢ろうきんクイズ応募フォーム、または、郵便ハガキ  
に下記の事項をご記入のうえ、ご郵送ください。

①クイズの答え ②ご希望の賞品(A・B・Cのいずれかをご記入ください)  
③郵便番号 ④住所 ⑤氏名 ⑥年齢 ⑦電話番号 ⑧職場名  
⑨最寄りのろうきん支店名  
⑩夢ろうきんのご感想、またはろうきんへのご意見

3・4月号の読者プレゼントには1,221通のご応募をいただき誠にありがとうございました。なお、当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

表紙の言葉

エメラルドグリーンの滝つぼが美しい「雄川の滝」は近年注目の絶景スポット。ほかにも南国らしい植物や珍しい並立鳥居の神社など、南大隅町はフォトスポットがいっぱいです。

表紙イラスト

廣瀬 真理(ひろせまり)／福岡県福岡市在住。  
書籍装画、企業広告等、幅広くイラストを制作し活躍中！



●応募締切：2022年6月24日(金)※当日消印有効  
●応募先：〒810-8509 福岡市 九州労働金庫  
「夢ろうきん 読者プレゼント」係

ご応募にあたって：ご記入いただいた個人情報は、賞品の発送・ご意見やご要望  
への対応、応募者属性の集計(ただし、個人を特定しない総合的なデータとして用  
います)以外、個人を特定した情報として利用することはございません。

## 相続連載シリーズ

50

弁護士 市場 輝

## 受遺者、受贈者の負担額について

これまで遺留分侵害額請求について請求する側からのお話をしましたが、遺留分侵害額請求を受けた側、いわゆる受遺者や受贈者は、いったいどれくらいの金額を負担することになるのでしょうか。受遺者とは遺言による財産の分与を受ける人をいい、受贈者とは贈与を受ける人をいいます。今回は遺留分侵害額請求を受けた受遺者、受贈者の負担額についてお話ししたいと思います。

### 1 受遺者、受贈者の負担額について

遺留分侵害額請求を受けた受遺者や受贈者は遺留分侵害額のうち、それぞれどのくらいの金額を負担するかが問題となります。原則として、贈与や贈与の目的の価額を限度として、遺留分侵害額を負担することになります。ただし、受遺者や受贈者が相続人の場合には、遺贈や贈与の目的の価額からさらに、その相続人の遺留分額が控除された額を限度として遺留分侵害額を負担することになります。たとえば、遺留分権利者の遺留分侵害額が1000万円で、受遺者が受けた目的物の価額(相続開始時の価額)が500万円だった場合、受遺者は500万円の限度で負担することになります。ただし、その受遺者が相続人でその遺留分額が300万円だった場合、その受遺者は200万円(500万円-300万円)の限度で負担することになります。

また、遺留分侵害額請求を受けた受遺者や受贈者が遺留分権利者の了解のもとで遺留分侵害額の負担を減らす方法もあります。受遺者や受贈者は、遺留分権利者が承継する相続債務を肩代わりして支払ってあげたような場合には、その相続債務を肩代わりしてあげた金額の限度で、遺留分権利者の意思表示によって、先ほど述べた受遺者や受贈者が負担すべき額を消滅させることができます。

### 2 受遺者と受贈者の負担の順番について

受遺者と受贈者がそれぞれ複数いる場合に、それ

ぞれの負担額の限度はわかりますが、負担する受遺者と受贈者との負担する順番についてはどのように考えたらいいのかが問題となります。

- 受遺者と受贈者が両方いる場合には、受遺者が先に負担することになります。
- 受遺者が複数いる場合には、遺言によって受けた財産の価額の割合に応じて負担することになります。受贈者が複数いてその贈与が同時になされた場合には、贈与によって受けた財産の価額の割合に応じて負担することになります。ただし、遺言者が遺言で負担について別段の意思表示をしていた場合にはその意思表示の内容に従うことになります。
- 受贈者が複数いてその贈与が同時にされたものではない場合は、一番新しい贈与を受けた受贈者から順に負担していくことになります。一番古い贈与を受けた受贈者が最後に負担することになります。

遺留分侵害額請求を受けた受遺者や受贈者はどのくらい負担すればいいのか気になるところだと思いますので、その負担額とあわせて負担の順番について覚えていただければと思います。次回も遺留分侵害額請求を受けた受遺者や受贈者の対応についてお話ししたいと思います。



#### ◆プロフィール

弁護士 市場 輝(いちば あきら)／  
法律事務所 德賢

平成19年に九州大学法科大学院に入学、平成24年に司法試験に合格、1年の司法修習を経て、平成25年より德永賢一法律事務所にて執務を開始いたしました。平成28年8月より德永賢一法律事務所は、事務所名を「法律事務所德賢」に変更し、平成30年8月には事務所移転しました。平成から令和へと続く時代のニーズに応えられるように頑張ってまいりますので、相続連載シリーズもどうぞよろしくお願い申し上げます。